

# 民主党マニフェストに対する意見

平成21年8月11日

全 国 町 村 会

全国の町村の多くは、農山漁村地域にあり、食料の安定供給や水資源の涵養、自然環境の保全など国民の生活にとってはもとより、伝統や文化の継承などにより心の拠りどころとして国民の幸せのためにも大きな役割を担ってきた。

平成の合併により町村は激減したが、個性溢れる豊かな地域社会を実現するためには、国土の多彩な姿に見合った多様な基礎自治体が、それぞれの地域の特性や資源を活かした施策を自主的・自立的に展開することが不可欠である。

しかしながら、町村の懸命な取り組みにもかかわらず、財政状況の悪化、急激な少子高齢化等により、町村は危機的な状況にある。

今般、民主党のマニフェストが公表されたが、我々町村長は、貴党が自治体行政の実態と地域間格差の現状を直視し、この国の活力の源泉であるかけがえのない農山村の価値を守ることを政権公約に反映させ、真に国民の負託に応えうる政権運営を目指すべきであると考えます。

よって、下記事項について強く申し入れる。

## 記

### 1. 地方自治に関すること

- (1) いかなる形であれ、合併を強制・誘導しないこと
- (2) 道州制等、強制合併に繋がるどのような制度も導入しないこと
- (3) 国と地方の協議の場を法制化すること
- (4) 地方分権を推進し、基礎自治体の裁量権を拡大すること

### 2. 地方税財源に関すること

- (1) 平成21年度補正予算の凍結などにより、地方公共団体の行財政運営を混乱させないこと
- (2) 三位一体の改革で大幅に削減された地方交付税を直ちに復元・増額するとともに、地方消費税拡充の方針を明確にすること
- (3) 国・地方の財政再建の目標・手法を明らかにし、財源不足を解消するための地方税財源の強化策を具体的に示すこと

- (4) 自動車関連諸税の暫定税率分を維持し、地方の貴重な自主財源を守ること
- (5) 「一括交付金」については、地方公共団体の十分な理解が得られるよう配分基準を示すこと

### 3. 農林漁業に関すること

- (1) 衰退する農林漁業の実態を踏まえ、戸別所得補償制度について、町村に負担させることのない具体策を示すこと
- (2) 農産物輸入を激増させる日米自由貿易協定（F T A）の締結は行わないこと

### 4. 医療、基盤整備、過疎に関すること

- (1) 後期高齢者医療制度は、その根幹を維持すること
- (2) 疲弊した地域経済の状況を踏まえ、災害防止事業、生活道路等必要な事業量を確保し、遅れている基盤整備を進めること
- (3) 過疎地域の果たす役割を正当に評価し、危機的状況にある過疎地域の自然と国土を守るため、「新たな過疎対策法」の制定に取り組むこと